

# ○国立大学法人埼玉大学情報メディア基盤センター運営室規則

〔令和2年3月26日〕  
規則第45号

(設置)

**第1条** 国立大学法人埼玉大学学則第13条の4の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）に、情報メディア基盤センター運営室（以下「運営室」という。）を置く。

(目的)

**第2条** 運営室は、情報メディア基盤センターの業務遂行を担い、本学における全学的な情報基盤の整備・運用を行うことを目的とする。

(業務)

**第3条** 運営室においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報メディア基盤センターの運営に関すること。
- (2) 情報倫理及び情報セキュリティに関すること。
- (3) 全学的な情報基盤、ネットワーク並びに教育システムの整備及び管理運用に関すること。
- (4) 情報化推進に関すること。
- (5) グループウェアの管理運用に関すること。
- (6) その他運営室の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

**第4条** 運営室は、次の者をもって構成する。

- (1) 室長
- (2) 事務職員
- (3) 技術職員

(室長)

**第5条** 室長は、学長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、運営室の業務を掌理する。

(雑則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。